

不動産鑑定士における旧姓使用の取扱要領

第1

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）第15条及び第18条に基づき、現に不動産鑑定士として国土交通大臣の登録を受けている者（以下「不動産鑑定士の登録を受けている者」という。）及び法第4条に規定する不動産鑑定士となる資格を有する者で国土交通大臣の登録を受けようとする者（以下「不動産鑑定士の登録を受けようとする者」という。）が、法第3条に規定する業務（以下「鑑定評価等業務」という。）において、旧姓を使用するときの事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2

この取扱要領において旧姓とは、過去に称していた氏であって、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもののうちから本人が選択したものをいい、直前の氏や、不動産鑑定士として登録されたことのある氏に限らない。

第3

不動産鑑定士の登録を受けている者及び不動産鑑定士の登録を受けようとする者が、鑑定評価等業務において旧姓を使用しようとする場合は、別紙1「不動産鑑定士旧姓使用申請書」（以下「申請書」という。）を、住所地を管轄する北海道開発局、各地方整備局又は沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）に提出しなければならない。

なお、不動産鑑定士の登録を受けようとする者の申請書は、法第17条に基づく登録申請書の提出後又は提出と同時に提出しなければならない。

また、不動産鑑定士の登録を受けようとする者及び不動産鑑定士の登録を受けている者で不動産鑑定士として登録され、又は記載されていない氏を使用しようとする者は、申請書に当該氏を過去に称していたことを証明できる戸籍謄本等（戸籍法第10条第1項に規定する戸籍謄本等をいう。）を添付するものとする。その他、地方整備局等が申請内容の確認のため必要と認めた場合も同様とする。

第4

地方整備局等は、第3に規定する申請書の提出があった場合であって、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）による旧姓使用が不動産の鑑定評価の適正な実施の確保の観点から問題がないと認めるときは、国土交通省に備える法第15条及び不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号）第21条に規定する不動産鑑定士名簿の『備考』欄に申請書に記載された旧姓及び名と当該旧姓の使用開始日を記載し、記載後、申請者へ旧姓の使用開始の通知をする。

なお、不動産鑑定士名簿の『イ フリガナ 氏名』欄の記載変更は行わない。

第5

申請者は、旧姓の使用開始日以降、鑑定評価等業務において旧姓を使用することが可能となる。

第6

旧姓の使用開始の通知を受けた申請者は、旧姓の使用開始日以降、法第39条第2項に規定する署名は旧姓のものを使用しなければならないほか、法令等に別段の定めのある場合を除き、鑑定評価等業務を遂行する上で、常に旧姓を使用しなければならない。また、依頼者、鑑定評価書の利用者等の混乱を回避するよう十分に配慮しなければならない。

第7

旧姓を使用している不動産鑑定士が、旧姓の使用を中止しようとするときは、別紙2「不動産鑑定士旧姓使用中止届書」（以下「中止届書」という。）を住所地を管轄する地方整備局等へ提出しなければならない。

第8

地方整備局等は、第7に規定する中止届書の提出があった場合は、不動産鑑定士名簿の『備考』欄に旧姓の使用を中止した日付（中止届書を受理した日付）を記入するとともに中止届書を提出した者（以下「中止届者」という。）へ中止届書を受理した旨を通知する。

第9

中止届者は、地方整備局等が中止届書を受理した日以降、鑑定評価等業務において旧姓を使用することはできない。

第10

不動産鑑定業者が行う申請、報告その他の手続において、旧姓を使用している所属不動産鑑定士の氏名を記載する場合には、別途指示する場合を除き、不動産鑑定士名簿の氏名にかっこ書でその旧姓及び名を付記するものとする。

例：不動建 地価 （土地水 地価）

第11

この取扱要領は、現に不動産鑑定士補である者又は不動産鑑定士補となる資格を有する者で国土交通大臣の登録を受けようとする者にも適用する。